

— H 2 4 年 度 西日本弁理士クラブ 若手会主催 —

関連意匠と部分意匠の戦略的利用方法

～特許・商標では保護できない知的財産を意匠でどのように保護するか！？～
(2012/11/07 報告：土居)

平成24年11月7日(水)に「関連意匠と部分意匠の戦略的利用方法～特許・商標では保護できない知的財産を意匠でどのように保護するか！？～」を開催いたしました。平日の夕方にもかかわらず38名の方が参加されました。



この研修は、毎年この時期に開催している研修で、各法域での出願・中間処理実務等を題材として実務経験の浅い若手からベテランまでを対象とするもので、毎回好評を博しています。

今回は、講師に弁理士の松井宏記先生をお迎えし、「意匠出願」について、講義していただきました。講義では、教科書的な内容にとどまらず、松井先生のこれまでの実務経験を踏まえて、特許では保護できない知的財産を意匠でどのように保護するかとの観点から、関連意匠と部分意匠の戦略的利用方法について解説していただきました。また、特許と意匠の組合せによりモノの形態を包括的に保護する「ハイブリッド・プロテクション」や、商標では保護できない装飾パッケージデザインを意匠でどのように保護するかについて、登録例等の実例を交えてお話されました。

見やすく解りやすいパワーポイントを使用し、受講した参加者への配慮が行き届いた、大変充実した研修でした。

講師の松井先生、ご参加、ご協力頂いた皆様、本当にありがとうございました。

